

一 第三者への提供を利用目的とすること。

第三者への提供を利用目的とすることをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

ii. 法第23条第2項第2号関連

法第23条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

二 第三者に提供される個人データの項目

第三者に提供される個人データの項目をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

iii. 法第23条第2項第3号関連

法第23条第2項第3号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

三 第三者への提供の手段又は方法

第三者への提供の手段又は方法をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

事例1) 書籍として出版

- 事例 2) インターネットに掲載
- 事例 3) プリントアウトして手交等

iv. 法第23条第2項第4号関連

法第23条第2項第4号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

③ 法第23条第4項関連

以下の i. ~ iii. の場合は、第三者には該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

i. 法第23条第4項第1号関連

法第23条第4項第1号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

個人データの取り扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しない。

個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される。(法第22条関連)

- 事例 1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合
- 事例 2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

ii. 法第23条第4項第2号関連

法第23条第4項第2号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

譲渡後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継が行われる以前に、自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となるため、注意する必要がある。

事例1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

iii. 法第23条第4項第3号関連

法第23条第4項第3号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下のア)～エ)の情報をあらかじめ^{*1}本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。

下記ア)イ)については、変更することができないが、ウ)エ)については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更後、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態に置かなければならない。

※1 「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用にあたりあらかじめ」をいう。

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を利用する場合

事例2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

ア) 共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

イ) 本人からみてその外延が明確である程度の共同利用者の範囲（外延が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。）

ウ) 利用する者の利用目的（別々の利用目的で利用することはできない。）

エ) 開示等の求め及び苦情を受付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

法第23条第5項

個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

④雇用管理に関する個人データ関連

個人データの第三者への提供のうち、雇用管理に関するものについては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

ここでいう雇用管理に関する個人データの第三者への提供とは、従業員の子会社への出向に際して、出向先に当該従業員の人事考課情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合や、派遣契約の締結に際して、契約締結前に、技術者の能力に関する情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合を指すものである。

このため、あらかじめ公表又は販売する目的で、企業から、その従業員の氏名、役職等の個人データの提供を受け、当該情報をデータベース化し、公表、販売するような場合はこの限りではない。

- ・ 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- ・ 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。

- ・提供先における保管期間等を明確化すること。
- ・利用目的達成後の個人データを返却し、又は破棄し若しくは削除し、これと併せてその処理が適切かつ確実になされていることを事業者において確認すること。
- ・提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

(5) 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等
(法第24条～第30条関連)

1) 保有個人データに関する事項の公表等 (法第24条関連)

① 法第24条第1項関連

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、以下の情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)^{*1}に置かなければならぬ。
法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条の規定が適用されないので、法施行前に法第24条第1項の措置を講じておく必要がある。

※1 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、1.(12)参照。

i. 法第24条第1項第1号関連

法第24条第1項第1号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

個人情報取扱事業者の氏名又は名称を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

ii. (法第24条第1項第2号関連)

法第24条第1項第2号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならぬ。

二 すべての保有個人データの利用目的(第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

すべての保有個人データの利用目的(ただし、一定の場合^{*2}及び1.(4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。(法第15条以下で用いられる個人情報に関する「利用目的」に同じ。)

※2 「一定の場合」とは、以下のとおり。

- ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(事例は2.(2)⑤iと同様)
- イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(事例は2.(2)⑤iiと同様)
- ウ) 国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(事例は2.(2)⑤iiiと同様)

iii. 法第24条第1項第3号関連

法第24条第1項第3号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

三 次項、次条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第30条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額(定めた場合に限る)並びに開示等の求め^{*3}の手続を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条及び同法施行令(平成12年政令第41号)第13条第1項第1号に基づく開示請求に係る手数料は300円である。(開示実施手数料は別途発生)

※3 「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいう。

iv. 法第24条第1項第4号関連

法第24条第1項第4号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

政令第5条

法第24条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体^{※4}に所属している場合は、その団体の名称及び申出先も含む。）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

※4 「認定個人情報保護団体」制度について

苦情処理業務等、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間団体に対し、主務大臣が認定する制度であり、この制度の設置により、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである（法第37条以下参照）。

法第37条第1項

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第42条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

法第37条第2項

前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

法第37条第3項

主務大臣は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

法第42条第1項

認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

法第42条第2項

認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

法第42条第3項

対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

② 法第24条第2項、第3項関連

個人情報取扱事業者は、以下の場合を除いて、本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知^{*}しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときも、遅滞なく、本人に通知しなければならない（1. (4) ※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。

※ 「本人に通知」については、1. (7) 参照。

i. 法第24条第2項第1号関連

法第24条第2項第1号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかなる場合

上記①の措置により、自己が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合は、この限りではない。

ii. 法第24条第2項第2号関連

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は2. (2)⑤iと同様)

iii. 法第24条第2項第2号関連

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は2. (2)⑤iiと同様)

iv. 法第24条第2項第2号関連

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は2. (2)⑤iiと同様)